

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(24)

目 次

規 則	
○富山県公印規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
○富山県文書管理規程及び富山県公印管理規程の一部を改正する訓令	2

規 則

富山県公印規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第26号

富山県公印規則の一部を改正する規則

富山県公印規則（昭和62年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「知事政策局長印」を「総合政策局長印」に、「観光・地域振興局長印」を「観光・交通・地域振興局長印」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（文書総務課）

訓 令

富山県文書管理規程及び富山県公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第10号

本 庁
出先機関

富山県文書管理規程及び富山県公印管理規程の一部を改正する訓令
(富山県文書管理規程の一部改正)

第 1 条 富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「並びに知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局」を削る。

第 6 条中「（知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局にあつては、知事政策局長が指定する職員。以下同じ。）」を削る。

第11条第 8 項第 2 号中「知事政策局長又は観光・地域振興局長」を「総合政策局長又は観光・交通・地域振興局長」に改める。

第24条中「知事政策局長、観光・地域振興局長」を「総合政策局長、観光・交通・地域振興局長」に改める。

第28条第 3 号中「知事政策局長名、観光・地域振興局長名」を「総合政策局長名、観光・交通・地域振興局長名」に改める。

別表第 2 中「局室課名」を「室課名」に、

知事政策局	知政
総合交通政策室	総交

を「

企画調整室	企調
-------	----

」に、

地方創生推進室	地創
---------	----

を「

スポーツ振興課	ス振
少子化対策・県民活躍課	少県
国際課	国際

」に、

観光課	観
国際課	国際

を「

観光振興室	観振
総合交通政策室	総交

」に、

文化振興課	文振
男女参画・県民協働課	男女

を「

文化振興課	文振
-------	----

」に、

児童青年家庭課	児青
---------	----

を「

子ども支援課	子
--------	---

」に、「

広域消防防災センター	広消
------------	----

」

を「

広域消防防災センター	広消
富山県民共生センター	共生セ

」に、「

高志の国文学館	高志文
富山県民共生センター	共生セ

」

を「

高志の国文学館	高志文
---------	-----

」に改める。

様式第 7 号中



を

← 2センチメートル →

(知事政策局長、観光・地域振興局長、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用) 」



に改める。

← 2センチメートル →

(総合政策局長、観光・交通・地域振興局長、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用) 」

(富山県公印管理規程の一部改正)

第 2 条 富山県公印管理規程（昭和62年富山県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「並びに知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局」及び「（知事政策局に置かれた室及び課以外の知事政策局にあつては、知事政策局長が指定する職員。以下同じ。）」を削る。

別表中「知事政策局長印 観光・地域振興局長印」を「総合政策局長印 観光・交通・地域振興局長印」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（文書総務課）